

薬生副発 0329 第 1 号
平成 31 年 3 月 29 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
(公 印 省 略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する
政令の公布について

本日、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 113 号。以下「改正政令」という。）が公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、御了知の上、各給付の適切な支給についてよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正内容

- (1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が支給する医療手当の額について、医療を受けた日数等に応じ、月額 36,400 円から 36,800 円に、月額 34,400 円から 34,800 円に引き上げること（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成 16 年政令第 83 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項関係）。
- (2) 機構が支給する障害年金の額について、障害の程度に応じ、2,767,200 円から 2,796,000 円に、2,214,000 円から 2,236,800 円に引き上げること（施行令第 7 条第 1 項関係）。
- (3) 機構が支給する障害児養育年金の額について、障害の程度に応じ、865,200 円から 873,600 円に、692,400 円から 699,600 円に引き上げること（施行令第 9 条第 1 項関係）。
- (4) 機構が支給する遺族年金の額について、2,420,400 円から 2,444,400 円に引き上げること（施行令第 10 条第 5 項関係）。
- (5) 機構が支給する遺族一時金の額について、7,261,200 円から 7,333,200 円に引き上げること（施行令第 11 条第 2 項関係）。

2 施行期日等

- (1) 改正政令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行すること（改正政令附則第 1 項）。
- (2) 平成 31 年 3 月以前の月分の医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月 31 日以前に生じた死亡に係る遺族一時金の額については、なお従前の例によること（改正政令附則第 2 項）。